

## ネイルサロンにおける衛生基準ガイドライン 論点

## 1 施設及び設備

## (1) 客の待合所の設置について

完全予約制のサロン等では、必ずしも待合所を必要としないが、施術中の客と施術前後の客が混在することは適当ではないと思われるが、如何か。

## (2) 作業場の区分について

作業場はその他の場所から明確に区分されていること、十分な広さを有する必要があると思われるが、隔壁等により完全に区分されている必要があるか。

## (3) 消毒する場所について

消毒済みの器具を使用する必要があることから、消毒する場所を設置する必要があると思われるがどうか。使い捨ての器具を使用する場合等、必ずしもサロン内に消毒する場所を必要としないのではないか。

## (4) 手洗い設備について

手洗い場を設けることは必要と考えるが、作業場内に従業者専用のもので設ける必要があるか。設けることができない場合、共用の施設を設けることで良いか。

## (5) 換気設備について

揮発性の材料を使用するため、換気は重要と考えるが、機械的換気設備を必ず設ける必要があるか。設けることができない場合、どうするか。

## (6) 洗場について

基本的には、器具等の洗いは流水装置が望ましいが、如何か。

## 2 従業者の管理

## (1) 衛生管理責任者の設置について

サロン内の衛生管理をするためには、責任者を定めるべきであると考えますが、如何か。また、その要件はどう考えるか。

## 3 衛生的取扱い等

## (1) 採光、照明及び換気について

作業中の作業面の採光、照明、換気などについて、具体的な数値を示す必要があるか。

- (2) 使用する薬品について  
使用する薬剤については、薬事法の対象になるかどうかも含めて、内容を把握し、適切に使用する必要があると考えるが如何か。

#### 4 消毒

- (1) 施術者及び器具の消毒について  
施術者及び器具の消毒について、どのようにするか。
- (2) 客の手指等の消毒について  
施術者だけでなく、施術される客の手指の消毒をすべきと考えるが、如何か。

#### 5 自主的管理体制

- (1) 衛生管理要領の作成について  
衛生管理のガイドラインを徹底するためには、各サロンにおいて具体的な要領を作成するなどどのように行うのが良いか。
- (2) 施術前の事前確認について  
施術を行う前にアレルギーや爪、皮膚の状態など支障がないことを事前に確認する必要があると考えるが、その方法はどのようなものが望ましいか。
- (3) 使用期間と説明について  
つけ爪の適正な使用を促すためには、使用期間を定めること、その使用期間、施術後のケア等注意点を客に説明する必要があると考えるが、如何か。
- (4) 施術前の説明について  
施術に伴う健康被害発生の危険性等について、施術前に利用者に十分な説明を行う必要があると考えるが、如何か。